

全国自治体病院協議会看護部会会則

(名 称)

第1条 この会の名称は、全国自治体病院協議会看護部会（以下「部会」という。）とする。

(目 的)

第2条 部会は、全国自治体病院協議会定款並びに細則に基づき、看護及び看護教育に関する専門的事項の調査研究を行い、看護部門及び看護教育施設部門に勤務する職員の資質を高め、もって、看護業務の効率化、看護教育施設運営の発展向上に資することを目的とする。

2 更に、全国の自治体病院の看護部門及び看護教育施設部門における当面する課題について適宜検討を行う。

(事 業)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、毎年度事業計画を定め、全国自治体病院協議会会長(以下「会長」という)の承認を得てこれを行う。

(事務所)

第4条 部会は、事務所を全国自治体病院協議会の事務所内におく。

(会 員)

第5条 部会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 全国自治体病院協議会会員病院の看護部長（これと同等職にある者）
- (2) 全国自治体病院協議会会員看護教育施設の施設長（これと同等職にあるもの。以下同じ）
- (3) 前号以外の自治体立看護教育施設の施設長で会長の承認を得た者

(役 員)

第6条 部会に、次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 4名
 - (3) 幹事 若干名
- 2 役員は、次に定めるものから会長が委嘱する。
- (1) 各ブロックから選出された会員
 - (2) 全国自治体病院協議会常務理事から推薦を受けた会員
- 3 部会長、副部会長の選出は役員の間選による。
- 4 部会長は部会を統轄し、副部会長はこれを補佐する。
- 5 幹事は会務を行う。
- 6 役員任期は2年とする。

(会 議)

第7条 会議は、毎年度1回幹事会を開催し、臨時幹事会等は、必要によりこれを開催する。

2 会議の招集は、部会長が会長の承認を得てこれを行う。

3 幹事会は部会長、副部会長及び幹事をもって構成し、次の事項を審議する。

(1) 事業報告

(2) 事業計画

(3) 会長より指示または諮問された事項

(4) その他部会長の附議した事項

4 幹事会の議長は、部会長をもってこれにあてる。

5 部会長は会議の決定事項について会長に報告しなければならない。

(経 費)

第8条 部会運営に必要な経費は、全国自治体病院協議会の毎年度定める会計予算のうちから会長が認めたものを支出する。

(会則の変更)

第9条 この会則の変更は、会長の承認を得なければならない。

補 則

(委 任)

第10条 この会則に定めるもののほか部会の運営について必要な事項は、幹事会の議決を経て部会長がこれを定める。

付 則

この会則は、昭和40年2月21日から施行する。

付 則

この会則は、昭和48年4月21日施行する。

付 則

この会則は、平成14年6月21日から施行する。

付 則

この会則は、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。